

別表第1(第2関係)

・住宅のリフォームを伴わない設備機器、備品等の購入・設置や本市の他の助成制度を利用している部分は対象外です。

補助対象工事表

	No.	対象	リフォームの内容	備 考	
対象	1	○	既存住宅の増築、改築、減築工事	建築確認が必要なものは、建築確認済証及び検査済証の写しが必要	
	2	○	浴室、キッチン、洗面室、トイレのリフォーム		
	3	○	給排水衛生設備工事	増築、改築、減築工事、その他のリフォームによる撤去・移設・修理・取替・新設・宅外配管・配線工事を含む。	
	4	○	給湯設備工事		
	5	○	換気設備工事		
	6	○	電気設備工事		
	7	○	ガス設備工事		
	8	○	オール電化住宅工事		工場の必要ないIHクッキングヒーターの設置は×。
	9	○	屋根のふき替え、塗装、防水工事		
	10	○	外壁の張り替えや塗装工事	軒天井、破風板、鼻隠しを含む。	
	11	○	部屋の間仕切りの新設や変更工事		
	12	○	床材、内壁材、天井材の張り替えや塗装等の内装工事	床はフローリング、カーペット等。床暖房(ガスや電気式)工事も○。内装工事に伴う室内カーテン・ブラインド等の取り替えや新設は○。(カーテン・ブラインド等のみは×。)	
	13	○	床、壁、窓、天井、屋根の断熱改修工事		
	14	○	ふすま紙、障子紙の張り替えや畳の取り替え(表替え、裏返しも含む)		
	15	○	雨どい等の取り替えや修理		
	16	○	建具・開口部の取り替えや新設工事	手動・電動シャッターも○。建具・開口部工事に伴う窓ガラス、網戸、防犯フィルム等の取り替えや新設も○。(窓ガラス、網戸、防犯フィルム等のみは×。)	
	17	○	造り付け収納家具工事(造作大工工事が伴うもの)		
一部対象	18	△	バリアフリー改修工事(手すりの設置、段差解消、廊下幅の拡張等)	介護保険居宅介護住宅改修費支給、重度障害者住宅設備改善費助成、高齢者住宅設備改善費助成、住宅改修費給付の制度を利用している部分は×。利用していない部分は○。	
	19	△	耐震改修工事(屋根の軽量化、壁補強、基礎補強等)	木造住宅耐震改修工事等補助を利用している部分は×。利用していない部分は○。	
	20	△	防音工事(防音天井、防音壁、防音サッシの改修等)	国の住宅防音工事補助を利用している部分は×。利用していない部分は○。	
	21	△	住宅の解体工事	解体工事のみは×。増築、改修、減築工事、その他リフォームに伴う部分の解体であれば○。ただし、個人住宅吹付けアスベスト対策費補助を利用している部分は×。	
対象外	22	×	車庫、物置、倉庫等の工事		
	23	×	店舗、工場、事務所等のリフォーム	住宅ではないため×。	
	24	×	門扉、ブロック塀、エントランス舗装等の外構工事	ブロック塀は該当	
	25	×	植樹、剪定等の植栽工事		
	26	×	下水道、合併処理浄化槽工事		
	27	×	雨水浸透ますの設置工事		
	28	×	太陽光発電、太陽熱高度利用設備の設置工事		
	29	×	雨水タンク設備の設置工事		
	30	×	防犯ライト・カメラの設置工事		
	31	×	電話、インターネット、テレビアンテナ(地上デジタル)の設置・配線工事		
	32	×	エアコン、照明器具等電気電化製品、ガス・石油暖房器具等、家具の購入・設置	風呂の暖房や天井埋込み型の照明器具等も×。	
	33	×	ガスコンロ、食器洗浄機、オーブンレンジ等の取替えや設置	ビルトインタイプも×。ただし、キッチンユニットの取り替えに伴うものは○。	
	34	×	ウォシュレットの取り替えや設置	ただし、便器の取り替えに伴うものは○。	
	35	×	消火器等消防用品や各種防災用品の購入・設置	住宅用火災警報器、ガス漏れ警報器も×。	
	36	×	シロアリ駆除、その他の防虫や消毒等の薬剤散布・塗布		
	37	×	ハウスクリーニング、排水管清掃等		
	38	×	公共工事の施工に伴う補償費の対象となる工事		
	39	×	自然災害による家屋の損傷の修繕工事		